

議事日程第5号

令和5年3月3日(金)

第1 議案上程(議案第1号から第26号まで並びに報告第1号及び第2号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 請願上程(請願第6号)

常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番	吉田清孝	2番	古仲清尚	3番	鈴木元章
4番	安田健次郎	5番	吉田洋平	6番	蓬田司
7番	船木正博	8番	佐藤誠	9番	畠山富勝
10番	進藤優子	11番	笹川圭光	12番	太田穰
13番	三浦利通	14番	小野肇	15番	田井博之
16番	小松穂積				

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
----	------	-----	-----

教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総務企画部長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊 藤 徹	観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博
産業建設部長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企画政策課長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
財 政 課 長	鈴 木 健	税 務 課 長	佐 藤 静 代
福 祉 課 長	高 桑 淳	生活環境課長	佐 藤 淳
観 光 課 長	長谷部 達 也	農林水産課長	鎌 田 重 美
病院事務局長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
監査事務局長	目 黒 一 人	農委事務局長	船 木 聖 徳
企業局管理課長	畠 山 隆 之	ガス上下水道課長	三 浦 昇
選管事務局長	(総務課長兼任)		

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第26号まで並びに報告第1号及び第2号を一括
上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第1号から第26号まで並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。

私からは、議案第8号及び議案第9号並びに議案第17号について御説明いたします。

初めに、議案第8号男鹿市地域コミュニティセンター設置条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

提案理由でございますが、市民の主体的なコミュニティ活動を推進し、魅力ある地域社会を形成するための拠点施設として、地域コミュニティセンターを設置するため、本条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

制定の内容でございますが、市内7か所の地域コミュニティセンターの名称、位置及び所管区域を定めるものであります。

附則の第1項は、この条例の施行期日を令和5年10月1日とするものであります。申し訳ございません。次のページに記載しております。

第2項は、本条例の制定に伴い、男鹿市支所及び出張所設置条例の一部を改正することとし、改正箇所は下線が引かれた部分及び太枠で示した部分であります。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の12ページをお開き願います。

提案理由でございますが、男鹿市地域公共交通網形成計画の基本方針に基づき、新たにスクールバスへの市民混乗を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、入道崎地区の住民から要望の強い船川地区までの直行運行を実現するため、同地区で運行しているスクールバスへの市民混乗を実証的に実施するため、第2条に市民混乗を行うスクールバスを単独運行バスに追加、第3条及び別表第1に男鹿北線スクールバスを運行路線に追加するものであります。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号男鹿市辺地総合整備計画について御説明を申し上げます。

議案書の50ページをお開き願います。

提案理由でございますが、五里合辺地、男鹿中辺地及び真山安全寺辺地に係る市道・橋梁修繕事業及び集会所施設改修事業について、辺地対策事業債を活用するため、本3辺地の総合整備計画を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

五里合辺地の整備計画は、市道石神中石線の舗装修繕事業であります。

次のページをお願いいたします。

男鹿中辺地の整備計画は、山田中間口線の舗装修繕事業及び男鹿中公民館体育館屋根改修事業であります。

次のページをお願いいたします。

真山安全寺辺地の整備計画は、なまはげラインのなまはげ大橋、青鬼橋、鱒橋、赤鬼橋、ぶりこ橋の長寿命化を図る修繕事業であります。

3辺地の整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とするものであります。

以上で議案の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお

願いたします。

○議長（小松穂積） 次に、伊藤市民福祉部長の説明を求めます。伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、議案第10号から議案第14号までの条例案について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお開き願います。

まず、議案第10号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険における出産育児一時金の額を現行の42万円から50万円に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開き願います。

男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例の第5条は、出産育児一時金に関する規定であります。第1項の条文中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めます。これにより、同項但し書きに規定する規則で定める加算額の1万2,000円と合わせて、出産育児一時金の額を50万円とするものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案第10号の補足説明は以上であります。

次のページをご覧ください。

次に、議案第11号男鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する関係条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開き願います。

男鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例の第1条及び第2条において、子ども・子育て支援法の第77条第1項を引用

しておりますが、法律の一部改正によって第77条が第72条となりますので、これに合わせて第72条第1項と改めるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案第11号の補足説明は以上であります。

次のページをご覧ください。

次に、議案第12号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の基準の一部改正に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

市内で本条例の対象となる施設は、現在は、いづみ幼稚園の事業所内保育事業所のみであります。今後、市が整備する小規模保育事業所も対象となるものであります。

次のページをお開き願います。

男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第8条の次に、第8条の2として安全計画の策定等に関する規定を加えるものであります。この規定は、保育所を含む児童福祉施設等においては、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられる必要があるとのことから加えられたものであります。

次のページをご覧ください。

ページ中段に記載されております第8条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を加えるものであります。この規定は、昨年、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという痛ましい事案を受けて加えられたものであります。

次のページをお開き願います。

第11条は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に関する規定であります。これまで保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併せて設置する施設等

の職員に兼ねることができないとされておりましたが、この改正により「その行う保育に支障がない場合に限り兼ねることができる」と改めるものであります。

次に、第14条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正であります。これは、民法及び児童福祉法の一部改正により、民法に定める親権を行う者及び児童福祉法に定める児童福祉施設の施設長等の権限から懲戒に関する権限が削除されたことに伴い、本規定を削除するものであります。

次に、第15条は、衛生管理等に関する規定であります。これまで「必要な措置を講ずる」と規定していたところ、必要な措置について具体的な内容を規定するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日ですが、第14条を削除する改正につきましては、関係法令が昨年12月16日に公布され、既に施行されていることから、本条例の公布の日から施行するものであります。

議案第12号の補足説明は以上であります。

議案書の24ページをお開き願います。

次に、議案第13号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、民法及び児童福祉法の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するとともに、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する関係条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条文中「子ども・子育て支援法第19条第1項の各号」を引用する部分については、同法第19条から第2項が削除されるため「第19条各号」に改めるものであります。

議案書の28ページをお開き願います。

ページ下段の条例第15条第1項第3号においては、学校教育法第25条を引用しておりますが、同法の一部改正によって同法第25条に第2項が加えられたため、

「第25条第1項」と改めるものであります。

次のページ中段をご覧ください。

条例の第26条は、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除するものですが、先ほど説明いたしました議案第12号と同じ理由によるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。第26条を削除する改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

議案第13号の補足説明は以上であります。

議案書の38ページをお開き願います。

次に、議案第14号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の基準の一部改正に準じて、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第7条の次に第7条の2として安全計画の策定等に関する規定を加えるものであります。先ほど説明いたしました議案第12号と同じ理由によるものであります。

次のページをお開き願います。

第13条の次に第13条の2として業務継続計画の策定等に関する規定を加えるものであります。国の基準の一部改正に準じて規定を整備するものであります。

第14条は、衛生管理等に関する規定であります。これまで「必要な措置を講ずる」と規定していたところ、必要な措置について具体的な内容を規定するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案第14号の補足説明は以上であります。

これをもちまして、議案第10号から議案第14号までの条例案に係る補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し

上げます。

○議長（小松穂積） 次に、田村産業建設部長の説明を求めます。田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） おはようございます。

私からは、産業建設部に係る議案第15号及び第16号の各議案について、補足説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします

初めに、議案第15号男鹿市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、鶴木地区小公園を廃止し、学校用地とするため、本条例の一部を改正するものであります。

当該公園は、平成2年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、旧鶴木小学校跡地に、地域の憩いの場として整備されたものでありますが、現状は美里小学校の前庭、車両等の通路としての活用が主であることから、公園としての用途を廃止し、学校用地とするものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、改正内容といたしまして、第2条表中、鶴木地区小公園を削除するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日からであります。

議案第15号についての説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第16号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改定するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容といたしまして、占用料の額を定める第2条関係の別表を記載のとおり改めるものであります。

表中の改正部分であります。物件の区分、単位の変更はありませんが、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料が変更となります。

一部減額となる物件もございますが、おおむね15パーセント前後の増額となっております。

本市で多い占用物件としましては、表の2段目、物件の2段目、第2種電柱で、額が現行の580円から記載の670円に変わっております。その二つ下の段、第1種電話柱、こちらのほうが340円から記載の390円に変更となっております。

経過措置といたしまして、占用料の額が前年度の1.2倍を超える物件につきましては、令和5年度に限り1.2倍を占用料の額とする激変緩和措置をとっております。

施行期日は令和5年4月1日からであります。

補足説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。7番船木正博議員の発言を許します。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 私のほうから、まず議案第8号男鹿市地域コミュニティセンター設置条例の制定についてお伺いいたします。

一つとして、コミュニティセンターと支所及び出張所とは、どういうふうに違うのか。これを見ますと、位置も所管区域もみな同じでありますし、そういうふうなところで、その違いを教えていただければと思います。

あと、二つ目として、あえて変える必要があったのか。今のままでの充実はできなかったのかですね、その辺のところもお聞きします。

あと、三つ目として、変えなければいけない動機とは何かと、そういうところの部分もお知らせ願いたいと思います。

そして四つ目です。変えた場合ですね、建物は現存のまま使用するのか、あるいはそれに伴って改築などはあるのか、その辺の部分もお知らせ願います。

あとは、この構想になったですね、具体的な利活用方法と参考事例等、挙げていただければありがたいと思います。いくらかね、今までの支所とは違ってもっと利活用が広がって、市民の利用の仕方も変わってくるのかと、何となくそういうふうな感じは分かるわけですが、その辺のところを具体的な事例とか挙げて説明してもらえ

ればありがたいと思います。

ということで、コミュニティセンターのほうはそういうことでお願いいたします。

あと、議案第9号ですね、男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてということですが、一つとしては、市民混乗で児童・生徒の安全をどう守るのかという、この安全対策についてお聞きいたします。一般との混乗ということなので、危険なこともあり得ると思います。みんな子ども好きで、お年寄りとかそういうふうな人たちだけではなくてね、やっぱりこうなると一般の人も乗れるということになりますので、その辺の安全確保とかはどういうふうにするのか、その辺のところをお伺いします。

二つ目として、その危険の抑止、そして事故対応、何かあった場合の今後の処置などはどういうふうを考えているのか、その辺のところもお知らせ願います。

また、三つ目として、もし万が一何かあった場合、それに対して安全保障関係はどうなっているのか、そういうふうなところも詰めているのかどうか、お知らせ願います。

そして、最後にですね、市民との混乗で安全マニュアル等は作っているのか、そのところまでお願いいたします。

以上です。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） それではお答えさせていただきます。

まず初めに、コミュニティセンターと支所及び出張所との違いというところですが、基本的な部分というのは変わらないものというふうに考えております。ただ、要は市民の方は、やっぱり出張所とか公民館というその明確な区分けはしていないというふうに、例えば出張所といえば出張所全部、公民館含めて、公民館という人は公民館、出張所含めてというような感覚もありますので、そういう部分があるのであれば、このコミュニティセンターというふうに名称を変えて、やることは出張所と公民館の双方の機能を併せ持ったものというふうな形で現在考えております。

あえて変える必要があったのかというところですが、今まで出張所、公民館という形でいろいろ地域とやり取りはしてきているわけですが、その中でもやっぱ

り地域の担い手不足とかそういうところが出てきておりますので、やっぱりそこは一回、仕組みといいますかそこら辺を変えて、何とかそこら辺を打破できないかなということ考えてたところでございます。

3番のところもありますが、やっぱりこのままやっても、やっぱりちょっと解決策が見えないのではないかとこのところ、より市民のほうに寄り添った形のものにしていきたいということを考えて、集落支援員とかそういうところを導入しながらやっていきたいというところでございます。

それから、建物については現在のままでございますが、ただ、直さなきゃいけないところがあれば、それはその都度直していきますし、ちなみに令和5年度は全部の部屋というわけではないですが、利用率の高い部屋等にはエアコンの設置もちょっと考えておりますので、一応そういうような改修等はしていくつもりでございます。

それから、具体的にというところでございますが、この部分につきましては、窓口、諸証明のところだけではなくるわけですが、それ以外のところというのは残っていくというところでございますので、その中で集落支援員等を活用しながら、いろいろな打開策といいますか、そこら辺を見つけていければというふうに今考えておりますので、この具体というところになりますと、ちょっとなかなか難しいかなとは思いますが、やっぱりいろいろな目的が、やっぱり地域を活性化させたいというところですので、その部分で集落支援員を活用してというところになろうかと思えます。

それから、単独運行バスの件でございますが、市民混乗で、最初に児童・生徒の安全をどうするのかというところですが、今回のこのスクールバスへの混乗ですが、これは入道崎地区と、それから西黒沢地区の住民が対象になります。利用する方は事前登録制になっておりまして、それで一応登録になった後は、一応町内会長さんにといいいますか、そういういろいろな部分も伺いながら対応していきたいというふうに考えております。

危険防止、事故対応というのは、これは現在もスクールバスが動いておりますので、そこら辺はその中で対応していけるものというふうに思いますし、保障関係も、それは今もやっているわけですから、その中でやっていくものというふうに考えております。

それで、スクールバスの部分ですけども、乗る生徒の数は決まっておりますので、

空いている席に対して市民を混乗させたいというところがございますので、自由に乘れるというわけではございませんので、そういう部分でいけば安全性というのは確保されるのではないかなというふうに現在考えております。

そういう部分でいきますと、マニュアルというところがございますが、そこら辺でそういう運用の仕方のところで、それは安全性とかそういうところは図っていけるといふふうに今考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 大体大枠のところは分かりました。

コミュニティセンターも、さほど変わらないけども、地域の活性化のために、ちょっと雰囲気を変えてみるかという、そういうふうな捉え方をいたしました。今までも支所と公民館とね、いろいろどっちがどちらが使い分け分からないとか、同じく考えている人もいますけれども、その辺のところね、コミュニティセンターという形で一つにまとめたということは、まずそれは理解できます。何にしても市民が使いやすいね、そういうふうな場所づくりをしてもらえればありがたいと思ひます。

それとあと、エアコン設置とかもありますので、いくらでも改築、大きなところはないかもしれませんが、今現在でもやっぱり各方面の公民館、支所でも、建物的に中身の施設とかもちょっと老朽化してきておりますので、その辺のところもこの際ね、このコミュニティセンターという新しい位置づけにした場合、もう少し、もうちょっとね、現状を見て、もし改築とか改修できる場所があったら、そのところも一緒に変えていただければありがたいと思ひます。ということで、よろしくお願ひします。

あと、スクールバスですけれども、登録制ということで、誰でも乗れるというわけじゃないのですね。そうなれば、こちらのほうも大体乗る人は分かってきますので、それは分かりました。

それと、今までも安全に対することは十分にやっていると思ひますので、そのとおりにやっていただきたいと思ひます。

私これなぜ質問したのかというと、やっぱり全国的にね、子どもが被害に遭う事件がたくさんありますので、男鹿市でもそういうことがないとは限りませんのでね、そういうふうなところで、一般の人が誰でも乗れるようなことになれば、これは何かま

ずいんじゃないかなと私は思いましたので、そういった点では登録制で、乗る人も決まっているということになれば、それは分かりました。その中でもね、やっぱり子どもと地域の人たちも一緒に乗るわけですので、やっぱり何かしらのトラブル、これからあるかもしれませんので、その辺のところも気をつけながら運行していただければありがたいと、そういうことでございます。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 先ほどの地域コミュニティセンターに係る御質問に対して、総務部長のほうから、議員が、市民のほうから見た場合のこういった問題といたしますか疑義について御質問されたので、部長それを分かりやすく、市民から見た場合には今までと場所も変わりませんし、そんなにがらっと変わるようなことはないので、あまりお気遣いないように、大丈夫ですよというふうな安心感の旨での答弁と思いますけども、我々進める側からすれば、これは今までの取組をまるっきり変えるといいますか、まるっきりといいますか、前回1月の全員協議会でも資料も出して、るるお話させてもらっていますけども、要すれば証明書等の発行は、どんどんどんどん人口が減る中で、そういったいわゆる窓口業務、単純業務は減っていくだろうと、需要は減っていくと。これからもどんどん減っていくだろうと。そこは当然集約してしかるべきだろうと。

一方で、非常に議員の皆さんからも一般質問でも様々な御指摘いただいているように、地域活動が非常に衰退していると。町内会の成り手もないと。お祭り、いろんな催し物のリーダーとなって引っ張ってってくれる人もいないということで、我々もそれ本当に同じ認識なんですね。地域コミュニティの衰退といたしますか、これからどうするんだろうということ。ここで少し手を入れられないことには、このままじり貧になっていくだろうということ。しからば、何かその起死回生の一発があるかといったら、それは多分なかなか難しいと思うんですね。ただ、そういうふうな状況を踏まえて、集約する部分の業務は集約して、地域の活動を応援すると。何とか自分たちで頑張ってもらえるような形で、市のほうでも一緒になって考えると。集落に入っていくというふうなところでの改革はできないものかと。そうしますと、やるのがだんだん公民館活動にもやや近くなってくるんですね。そういったことで窓口業務を

集約して、そのマンパワーを地域の活動の応援のほうに向けると。当然隣にある公民館とも一緒になってやるというふうなことで今回このコミュニティセンターの設置ということで、まずやってみよう。当然これまでも様々な住民と一緒にやった地域づくりについては、地域担当制の職員も配置したりしていろいろな手、あの手この手でやっていますけれども、今回こういう形でさらにそのところをより強化して、軸足をそっちに置いてまず頑張ってみようというふうなことへの思いでございますので、住民から見ればそういう形で、よりふだんのそういったサークル活動ですとか、そういった自分たちの自治活動ですとか、そういったものに使い勝手が良くなるような形で、先ほど部長申しあげましたように施設の改修等にも支援しますし、この出張所自体もエアコンをつけたりして、夏場でも冬場でも集まりやすいような形の環境は整備します。我々とすればそういう形で、思いでやろうとしていますので、何とか効果が出るように頑張りたいと思いますので、そのところ何とか誤解のないように御理解いただきたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 分かりました。合理的にもっていくということでもありますし、あとは地域活動、今、だんだん衰退気味になっておりますので、その辺のところですね、名前を変えることによって市民のほうの意識づけも変わってもらえればありがたいと思いますし、そういうふうなことで市民の意識づけの改革にもつながると思います。

あと、窓口業務を縮小されるわけですので、そうなった場合、やっぱり不便とかも感じられないようにね、その辺のところうまく計らんでもらえればよろしいかなと思いますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 答弁必要ですか。

○7番（船木正博議員） 縮小に関するところで、縮小の対応策。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） コミュニティセンター設置に伴いまして、諸証明の発行の部分が統合されるというか集約されることとなりますので、そこら辺につきましては一般質問の答弁等で話させていただいておりますが、まず高齢者の方には証明書の

宅配サービスとかそういう部分も考えていきたいというふうに思っております。それとあとは、テレビを使った広報も、dボタンを押してやるというところなんですけど、そういうのも導入して、今までと違った部分でやっぱり情報が得られるというところも入れていきたいというふうに思いますし、まずいずれにしましても、いくらかというかやっぱり若干不便には感じられるのかもしれませんが、その部分を少しでも解消していけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 7番船木正博議員の質疑を終結いたします。

○7番（船木正博議員） どうもありがとうございました。

○議長（小松穂積） 次に、8番佐藤誠議員の発言を許します。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） よろしく申し上げます。

私からは議案第13号の、12号も同じなんですけど、あえてまず13号でいくと29ページ、先ほど部長から説明があったところでございます。

真ん中辺りに26条、懲戒に係る権限の濫用禁止、ちょっと意味が分からなくて、私の理解不足だと思うんですけど、教えていただければと思いました。もちろん児童福祉法もうまく理解はしておりませんが、この文章だけ読んで、ここは第26条を削除するという内容になっています。改正前はそれがあって、改正後が削除されると。文章読んでて理解できなかったのが、まず特定教育・保育施設の長たるその管理者は、施設の管理者が教育・保育給付認定、管理者が子どもに対して児童福祉法の規定によって懲戒に関し、その教育・保育給付認定子どもの福祉のために、この子どもの福祉のために、この懲戒のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならないと書いているんですよね。いわゆる、ちょっと意味、私の捉え方おかしいかも、分からなくて聞いているんですけど、子どもを戒めたり、怒ったり、おめ、そういうことせば駄目だでっていうときに懲戒かと思ってるんですけど、そういうときに苦痛を与えるというのは叩いたり、子どもの人格を辱めるようなことをすれば駄目なんだよっていうことが改正前あったんですね。それを何でなくすのかがよく。今度せば叩いてもいいっていうことなのかな。いや、ここだけちょっと理解、この文章だけ読めばそう見えるんですけど、私の多分どっかの理解がおかしいと思うんですけど、それが分かったら上位法が変わっているということで

しょうから、そこに何かちゃんとほかの規定されているところあると思うんですけど、ちょっとここ理解できなかったもので伺いたいと思いました。

それから、議案第17号、これは私、自分の所管でもあるんですけど、辺地の度数って書いてるところがちょっと分からなくて、辺地度数。調べてみると、辺地度数が今、3地域あって105点、116点、100点となっていて、この辺地の対策事業債を活用するためには100点以上でないといけないようなことを書いていたのを見ました。となったときに、男鹿市ってまだほかにも辺地度数100以上のところがあるのかなという疑問を持ちました。そして、そういうのが今後もまた対策して、計画とか練ることがあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思いました。

以上です。

○議長（小松穂積） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 説明させていただきます。

懲戒に関する権限の濫用禁止の規定を削除する改正、これについてちょっと説明が不足しておったようです。大変申し訳ございません。

こちらは昨年12月16日に公布された民法等の一部を改正する法律、この中で親権を行うもの、要は親、あるいは親代わりになって子どもの面倒をみる人、それから、同じ法律の中で児童福祉法の一部改正もありまして、児童福祉施設等の施設長等、これらの方々につきましては、その子どもについてこれまでは「監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる」と、そういう規定でございました。この12月16日の改正によりまして、懲戒という言葉が削られました。結果は「監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる」というふうに変えられました。要するに懲戒に関する権限が法律上なくなったわけでありまして。なので、もともと懲戒することができないので、条例からはこの濫用禁止の規定を削除する、そういう内容でございます。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） それでは、私のほうからは辺地の部分についてお答えさせていただきます。

市内に辺地の箇所がまだあるのではないかとこのところでございますが、今現在、男鹿市内には7辺地でございます。それで今回の五里合、男鹿中、それから真山安全寺のほかに、戸賀辺地、それから野石辺地、それから北磯辺地、南磯辺地、合わせて7辺地が今、辺地ということで認定されていると申しますか、それで今回この3辺地のところの道路改修とかそういう部分がありましたので、この起債を使わせていただきたいということで、使うにはこの計画がなければというところがありまして今回上げさせていただきましたが、今後、ほかの地域でも、その辺地のところでもやっぱり使えるものであれば、それは当然この起債というものも考えていかなければいけないと思いますし、一番あれなのは、合併特例が令和6年度で終わります。それで、それまでは合併特例債というその起債を充てれたんですが、7年度以降はその起債を使うことができませんので、その部分も考えながらこの辺地の部分を使わせていただきたいというところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○8番（佐藤誠議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） すいません、通告しておりませんでしたけれども、先ほどの質疑で、関連的にお尋ねしたいと思います。

単独運行バス条例の関係ですけれども、さっきの部長の説明では、混乗の対象となるであろう地区は入道崎、西黒沢、この地域だと。生徒が優先して座れるというか、座るといふようなことの言い回しでありましたけれども、例えば途中から結構な人数が乗ったと。最初は空いてたからお年寄りが座ったけれども、後から生徒さんが乗ってきて、お年寄りは生徒に席を譲らなければいけないということなのかどうか。教育長、ちょっとそういうきまりが今度スタートするというので、学校の教育上、生徒に、従来であれば、最近是我々もバスに乗ることほとんどありませんけれども、たまに汽車に乗れば障害者とかお年寄りには席を譲って座っていただく。ある面では、それが日本社会の普通の姿であったんですけれども、今の今度のきまりというのはそうでなくて、生徒が、男鹿市は日本一の子育て支援をしているところなのか、そういう理

由づけかどうかわかりませんが、生徒、子どもらを優先して座ってもらう。今言ったように従来と違ったようなそういう学校現場で指導が出てくるのかなというように、教育長、どういう指導なさっていくつもりですか。ちょっとお聞かせください。

それと、保育園というか子育て関係の条例、何本か出ておりますけれども、施行期日が4月1日というようなことで、短時間の中で対象となる現場等に周知をきちっとできるのかどうか、そこら辺のこの後の準備等についても参考のためにお聞かせください。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） スクールバスの混乗に係る御質問にお答えいたします。

男鹿市で初めての試みになります。八端部長からも説明ございましたが、スクールバスは生徒の通学のためのバスでありますので、最優先すべきは児童・生徒の通学ということになります。空いている席、余裕がある席にお年寄り、一般の方は乗っていただくということで、その乗る方につきましてはあくまで事前に予約といいますか、この方が乗るということがしっかり分かる形で乗っていくと、そういう運行形態になります。1人、ないしは2人くらいが想定されますけれども、混乗ということで当初教育委員会のほうでは、お年寄りないしはそういった市民の方々の席は後ろのほうがいいのではないかなということで想定しておりましたけれども、学校のほうからは、そういう方であれば一番ドアに、乗り降りするのに難儀しないようにドアに近い場所がいいのではないかなということで、そういう配慮の下で座席指定ということで乗っていただくと、そういう形での運行を考えております。何かしらお年寄りの方にとっても、子どもたちと一緒にバスに乗るということで、明るくなるようなそういう雰囲気が出てくれれば大変うれしく思いますので、ひとつこのスクールバスの混乗ということが、また子どもたちの通学にとってもいい方向になるように教育委員会のほうでもいろいろ検討してまいりたいと思います。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） スクールバスに混乗する部分でございますが、先ほど教

育長も答弁しておりますが、乗る子どもさんというのは決まった人数になっております。その部分で空いた席を利用してということで、その空いた席のところを座席指定してというところになりますので、定員より増えるということはありませんので、一応まずそこのところだけは御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小松穂積） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

条例改正の内容がちゃんと現場のほうへ周知できるかということでございましたけれども、日頃から子育て支援課のほうと、それから保育会、あるいは現場の園長さんたちとは非常に綿密な連絡を取り合っておりますので、十分伝えていくことができると思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） あと終わりますけれども、混乗の単独運行バスについては、私が余計な心配をしたみたいですが、ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。12番太田議員

○12番（太田穰議員） すいません、私のほうからも通告してなくて、先ほどのやり取りをお伺いして、ちょっと気付いたこと、すいませんけど通告なしで質問させていただきます。

内容は、議案第8号男鹿市地域コミュニティセンター設置条例の制定ということで、先ほどのやり取りの中で地域コミュニティセンターに支援相談員を置くと。今度名前もコミセンということに変更して、中身も強化するというので、先ほど副市長の答弁にもありました。今までの取組をしっかりと変えて、地域活動が衰退している中でこ入れをしていくといったことで、本当にこれは特交を使ってとてもいい取組であると思います。

しかし、先日、一般質問で田井議員もお話しておりました地域おこし協力隊員の質問、また、議会でもたびたび質疑、話題になっております地域担当制度、こちらについての在り方、こういうことも問題となっております。いわゆるこの原因といたしましては、あまり活動が見えてこないのではないのかなと、そういったことが要因であ

ると考えられます。

総務省地域力創造グループ過疎対策室で作った資料、こちらを見てみますと、集落支援員について、集落点検の実施ということで、集落支援員は市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施すると。人口、世帯数の動向、通院・買物・共同作業の状況、農地の状況、地域資源、集落外との人の交流、Uターン、Iターン、他集落との連携の状況と、そういったことを行うと。また、集落の在り方についての話し合いということで、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿などについて話し合いを促進して、話し合いに当たり実施時期や回数、参加者などを検討したり、集落支援、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど行政との話し合いを実施すると、こういったことが具体的にされる内容かなと思われまます。これにより、より具体的な内容になっていくわけですが、総務省のほうではデマンド交通システムなど地域交通の確保、また、都市から地方への移住交流の促進、また、特産品を生かした地域起こし、農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、伝統文化の継承、集落の自主的活動への支援、こういった非常にハードルの高い、何でもかんでもやらないといけなくなるのかなと、いわば地域のコンサルタント的な、コーディネータ的な役割を求められているのかなと。実際、現状は総務省の計画はそうかもしれませんが、大変大変な相談員への期待感といいますか、任務が求められるのかなと思っております。

一方で総務省のほうでは、人の集まらない、なかなか人が集まらない、地域おこし協力隊は募集すればそれなりに埋まると。集落支援員はなかなか集まらない。その原因として、公募しても応募者が集まらない。行政においても集落支援員の育成や研修に必要なノウハウがないと。こういった課題があるということで、質問の1点目になりますが、どのように今後、優秀な人材、この総務省の定義しているような内容を網羅といいますか、クリアできるような人を確保するのか伺います。

もう一つですね、集落支援員一人一人、ネットワークをもってやるかもしれませんが、一人でやるには、その地域でぼんと一人でやるには限界があると思いますので、当然地域、町内会、振興会、そういった人たちの協力が必要になって、一緒にやって、一緒にいい地域をつくれれば、非常に費用対効果があるかなと思われまます、地域と一体に行動することと、いわば地域活動の仕掛人、リーダー的な役割を担うこと

になると思いますが、その点大いに地域に住む人、地域、今大変な、集落は大変な状況ですが、この集落支援の方にかなり期待を寄せてもいいものでしょうか。ちょっと抽象的な質問で申し訳ございませんが、この2点についてお伺いいたします。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えいたします。

まず、集落支援員の確保をどうするのかというところでございますが、現在、うちのほうで考えているのが、窓口を集約することによって窓口担当職員がそこに出てきますので、その方たちを集落支援員として地域振興に力を入れていきたい。なぜ窓口担当職員なのかというと、長年その地域で、やっぱり顔を見ながらやってきておりますので、そういう部分では全く知らない人というところではないので、いいのではないかなというふうに考えております。

その集落支援員なんですが、リーダーという部分では考えておりません。ただ、集落点検を行いますので、そういうところでいろいろな問題が出てきますと、逆にその問題点で地域おこし協力隊が入れる部分とか、そういう部分が見えてくると思っていますので、そういう部分はその地域おこし協力隊なり、市なりのほうが入ってやってやるというような格好になると思いますが、全くその方が全てやるということではございませんので、その部分だけは御理解をお願いしたいと思っております。

それとあと、集落支援員は、確かに太田議員が言われるようにノウハウや経験が必要になるとは思いますが、その部分は今回、集落支援員が配置されますので、それぞれの地域を見ながら、お互いにまたそこを話し合いながらやっていきますと、やっぱり必然的にいろいろな地域の状況も見えてきますので、その方のノウハウといいますか経験度が上がっていくというふうに思っておりますので、そういう集落支援員同士の意思の疎通とかそういう部分も必要と考えます。

それからあとは、公民館活動とかそういう中で、いろいろなサークルに来られる方がいますので、そういう方々に世間話をして声を掛けながら、その地域の問題点を聞くとか、方法としては様々なことがあると思っておりますので、そういうところで何とか地域の活性化というところを図っていければというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。12番太田議員

○12番（太田穰議員） ありがとうございます。地域の窓口の方を集落支援員にするということを今考えているということですが、先日、スポーツ賞の受賞式の際に秋田工業の前のラグビーの監督、黒澤監督が話しておりました。スポーツに一番大切なのは監督であると。監督の考え方がそのスポーツ、その団体を全国優勝に導くと言っても過言ではないというような話をしておりました。集落支援員がそこまで望められるものかどうか分かりませんが、そういった地域の代表、地域を担う人、そういった地域で活躍する集落支援員というそのポテンシャルに大いに期待しておりますので、どうかそれに応えられるような集落支援員になっていただきたいなと思います。質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 12番太田穰議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号から第17号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第1号から第7号まで及び議案第18号から第26号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第7号まで及び議案第18号から第26号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 請願第6号を上程

○議長（小松穂積） 日程第3、請願第6号「(仮称)男鹿市人口減少克服行動計画」の策定による人口減少対策の抜本的強化に係る請願についてを議題といたします。
本件は、会議規則第140条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（小松穂積） お諮りいたします。3月6日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、3月6日から15日までは議事の都合により休会とし、3月16日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時06分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 8号 男鹿市地域コミュニティセンター設置条例の制定について
- 議案第 9号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 男鹿市辺地総合整備計画について
- 請願第 6号 「(仮称) 男鹿市人口減少克服行動計画」の策定による人口減少対策の抜本的強化に係る請願

教育厚生委員会

- 議案第10号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 男鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第15号 男鹿市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 1号 令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第9号)について
- 議案第 2号 令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 3号 令和4年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第2号)について

- 議案第 4 号 令和 4 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 号 令和 4 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 令和 4 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 号 令和 4 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 18 号 令和 5 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 19 号 令和 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 20 号 令和 5 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 21 号 令和 5 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 令和 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和 5 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 24 号 令和 5 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 25 号 令和 5 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 26 号 令和 5 年度男鹿市下水道事業会計予算について